

国土建第245号
平成27年1月30日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」
の一部改正について

平成26年6月4日に、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

つきましては、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」は平成27年4月1日より適用されることとなっております。